

第3次

旭市 男女 共同 参画 計画

互いを認め合い 自分らしく活躍できるまち あさひ

令和6年3月 旭市

はじめに

本市では、男女共同参画計画を平成 26 年 3 月に策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、第 3 次計画の策定にあたり、令和 4 年度に実施した市民意識調査では、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く、社会全体で男性が優遇されていると感じる割合は、まだまだ高いという結果になりました。



また、世界的に見ても日本の男女間格差は大きく、世界経済フォーラムが公表しているジェンダーギャップ指数は、毎年順位を下げ続けています。

近年の少子高齢化の加速や、急激な人口減少などの課題に対応するためには、だれもが経済的にも、社会的にも対等に活動が行えるような社会の形成、家族の構成員として協力し合える意識づくりが重要です。

こうした社会情勢の変化や、本市における課題、これまでの計画の進捗状況を踏まえ、だれもが互いを認め合い、自分らしく活躍できる社会を目指し、第 3 次計画を策定しました。

計画の推進にあたり、すべての年代の皆様が、自分事として捉え取り組んでいけるよう、意識改革を第一歩として、幅広く施策を推進してまいりたいと考えますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました旭市男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等にご協力いただきました市民の皆様、男女共同参画事業にご協力いただいております事業所の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

旭市長 米本 弥一郎

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第2章 計画の概要

1 基本理念	3
2 基本目標	4
3 計画の体系	5

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ だれもが互いを尊重する社会づくり	
主要課題1 男女共同参画の理解と浸透	6
主要課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	9
主要課題3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	11
基本目標Ⅱ だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり	
主要課題4 労働の場における男女共同参画の推進	16
主要課題5 家庭における男女共同参画の推進	20
主要課題6 地域社会における男女共同参画の推進	24
基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり	
主要課題7 生涯を通じた心身の健康づくり	28
主要課題8 だれもが安心して暮らせる環境の整備	29

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	33
2 指標一覧	34

参考資料

第3次旭市男女共同参画計画策定経過	36
旭市男女共同参画推進懇話会委員名簿	37
男女共同参画社会基本法	38
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	43
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	53
旭市男女共同参画推進懇話会設置要綱	62

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

旭市では、平成26年に「旭市男女共同参画計画」を策定しました。その後見直しを行い、平成31年に「第2次旭市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策の推進に取り組んできました。社会情勢の変化に伴い、男女共同参画に対する意識は少しずつ浸透しているものの、令和4年11月に実施した「旭市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、今もなお、固定的な性別役割分担意識^{※1}が根強く残っていることや、仕事・家事・育児の両立が難しい現状であることがうかがえます。

また、この間、少子高齢化の進展、コロナ禍によるライフスタイルの変容、デジタル化の推進など社会経済の急激な変化、さらには各地で発生している大規模災害や性の多様性に対する人々の関心の高まりにより、男女共同参画に関連する課題は多岐にわたり、幅広い取り組みが求められています。

このような状況のもと、だれもが社会の対等な構成員として自らの希望で、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、市民が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受し、共に責任を担う社会を実現するため、男女共同参画社会づくりが引き続き重要になっています。

そこで、旭市では、これまでの第2次計画の成果と課題を踏まえて見直しを行い、「第3次旭市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各施策をさらに推進していきます。

^{※1} 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づくものであり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次千葉県男女共同参画計画」および「旭市総合戦略」との整合性を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。
また、「旭市総合戦略」では持続可能な開発目標（SDGs^{※2}）の理念を取り入れており、全施策にSDGsにおける17のゴールを関連づけています。この計画は、17のゴールのうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」などに関連しています。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく市町村基本計画としても位置づけています。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画としても位置づけています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

なお、今後の法制度の改正や社会情勢の変化、本計画の進行状況などを踏まえ、必要性に応じて見直しを行うものとします。

^{※2} 平成27年に国連で採択された、平成28年から令和12年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、令和12年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。

第2章

計画の概要

I

基本理念

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を基本理念としています。

この計画では、これらを踏まえ本市における男女共同参画社会を実現するため、次の基本理念を掲げます。

互いを認め合い

自分らしく活躍できるまち あさひ



2 基本目標

この計画では、次の3つの基本目標を設定し、本市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ

だれもが互いを尊重する社会づくり

個人としての尊厳が重んじられ、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現に向けた意識変革の進展を目指します。

また、DVをはじめとする身体的・精神的・経済的・性的な暴力などは人権侵害であり、あらゆる暴力の根絶を目指します。

基本目標Ⅱ

だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり

潜在化した女性の能力を引き出し、職場において女性の活躍を推進し、ワーク・ライフ・バランス※3の実現などを進め、一人ひとりが自らの個性と能力を発揮できる環境づくりを目指します。

基本目標Ⅲ

だれもが安心して暮らせるまちづくり

高齢者や障がいのある人をはじめ、多様な人々が、生涯にわたって豊かな生活を営むための心とからだの健康づくりや、安心して過ごすことができる災害に強い地域づくりを、男女共同参画の視点から推進します。

※3 「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。

3 計画の体系

－ 基本理念 －

互いを認め合い 自分らしく活躍できるまち あさひ

▽ 基本目標

▽ 主要課題

▽ 施策の方向

I

だれもが
互いを尊重する
社会づくり

DV防止基本計画含む

1 男女共同参画の理解と
浸透(1) 男女共同参画意識の啓発
(2) 男女共同参画に関する調査研究2 男女共同参画の視点に
立った教育・学習の充実

(1) 性別にとらわれない教育の推進

3 人権の尊重とあらゆる
暴力の根絶(1) 人権の尊重
(2) DVおよび児童虐待防止のための取り組み
(3) DVおよび児童虐待被害者に対する
支援体制の充実
(4) 高齢者・障がいのある人への虐待防止に
向けた取り組みの推進
(5) ハラスメントの防止に向けた対策の推進

II

だれもが
個性と能力を
発揮できる
環境づくり

女性活躍推進計画含む

4 労働の場における
男女共同参画の推進(1) 雇用の分野における男女共同参画の促進
(2) 農業・水産業における男女共同参画の促進
(3) 多様な働き方に対する支援の充実5 家庭における
男女共同参画の推進(1) 家庭における男女共同参画意識の浸透
(2) 子育て世帯・介護者への社会的支援6 地域社会における
男女共同参画の推進(1) 地域における男女共同参画の促進
(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

III

だれもが
安心して
暮らせる
まちづくり7 生涯を通じた心身の
健康づくり

(1) 一人ひとりに応じた健康づくり

8 だれもが安心して
暮らせる環境の整備(1) 日常生活または社会生活に対する支援
および体制づくり
(2) 防災における男女共同参画の推進

第3章

施策の内容



基本目標Ⅰ だれもが互いを尊重する社会づくり

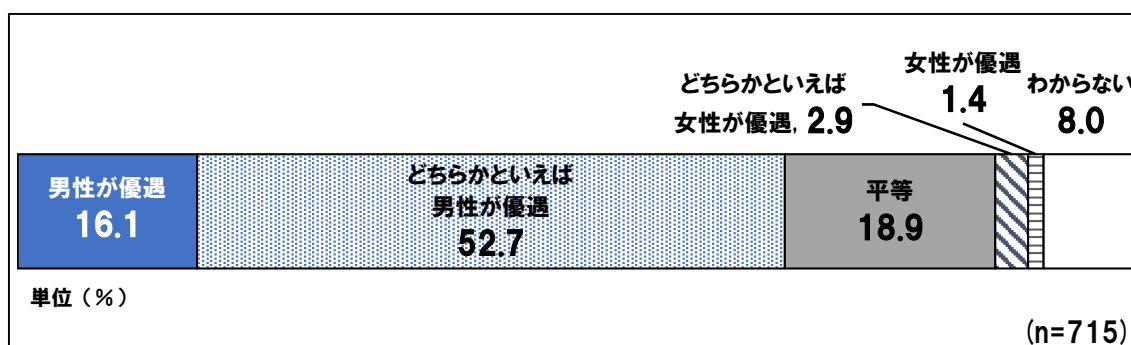
主要課題Ⅰ

男女共同参画の理解と浸透

現状と課題

市民意識調査によると、社会全体での男女の平等感について、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した割合は68.8%である一方、「平等」と回答した割合は18.9%となっています。男女平等のあり方に関する意識について、どの項目でも男性よりも女性が「男性が優遇」と回答した割合が高くなっています。また、男性が優遇されていると思う原因について、最も高い割合の回答は「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりが根強い」で61.5%でした。

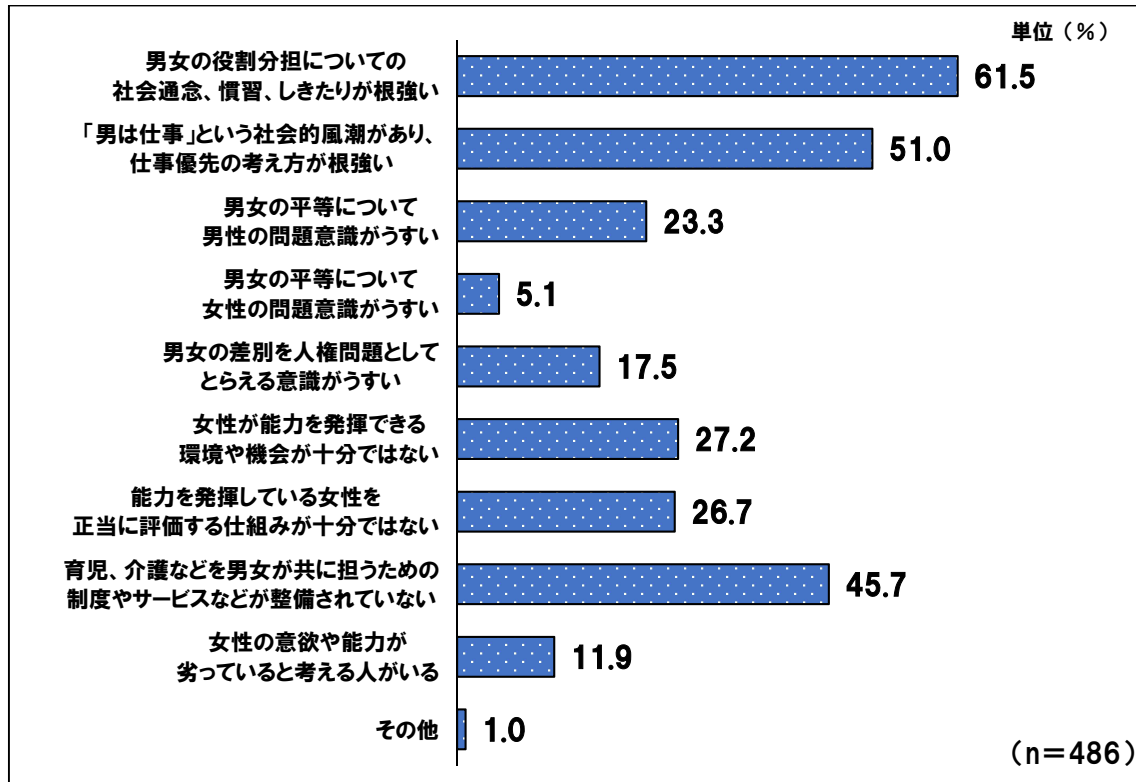
【図1 社会全体（総合的に）での男女平等意識】



図について

図1から図18までは、令和4年11月に無作為に抽出した市民2,200人を対象に実施した、市民意識調査の結果を資料として掲載しています。また、「n」は質問に対する回答者数を表しています。

【図2 男性が優遇されていると思う原因】



依然として、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアスが地域に根強く残っており、暮らし方や働き方に影響を与え、女性が不平等感を持つ要因となっています。

男女共同参画の取り組みが不十分な地域は、特に女性を中心として人口流出が続く可能性があります。

性別にとらわれない選択を可能にするためには、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを払拭していくことが重要です。



用語解説

アンコンシャス・バイアスとは？

たとえば、血液型で相手の性格を想像したり、親が単身赴任と聞くとまずは父親を思い浮かべたり、男性は大黒柱として働き、子どものことは母親がやるべきと感じたり…

このように、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれています。

アンコンシャス・バイアスはだれにでもあるものですが、そこから生まれた言動が、知らないうちに相手を傷つけてしまったり、自分の可能性を狭めてしまったりするなど、さまざまな影響があるため、注意が必要です。

第3章 施策の内容

施策の方向 と事業内容

だれもが職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感
じられる社会を実現するためには、幼少期から壮年期まで男女双方
の意識啓発に取り組み、男女共同参画の理念を正しく広めていくこ
とが重要です。

(1) 男女共同参画意識の啓発

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
男女共同参画に 関する情報発信	1	○ 広報紙・ホームページ等を活用した啓発活動の推進 ○ 各種イベントでの啓発	事業実績	市民生活課
	2	○ 男女共同参画週間における 広報・啓発	事業実績	市民生活課
男女の意識形成	3	○ 固定的な性別役割分担意識の 改善に向けた啓発の推進	事業実績	市民生活課
市職員への理解促進	4	○ 男女平等の視点に配慮した 広報の推進 ○ 市職員への男女共同参画意識 の啓発	事業実績	市民生活課 総務課
関連図書の周知	5	○ 国際女性の日に合わせた特集 展示の実施	事業実績	生涯学習課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
①	男女共同参画の啓発	年3回	年4回以上	市民生活課

(2) 男女共同参画に関する調査研究

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
市民意識調査の実施	6	○ 男女共同参画に関する市民 意識調査の実施	事業実績 (該当年度)	市民生活課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
②	「社会全体では(総合的に)」 の「平等」と感じる人の割合*	18.9%	増加	市民生活課

*市民意識調査(令和4年11月実施)における項目

主要課題2

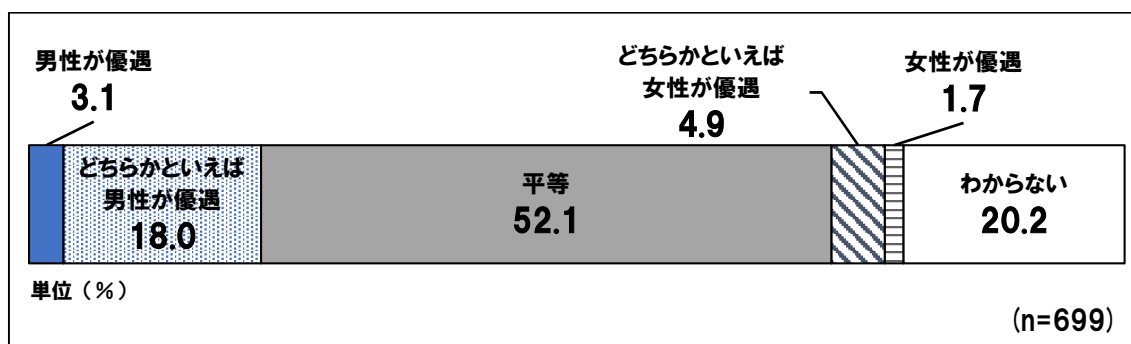
男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

現状と課題

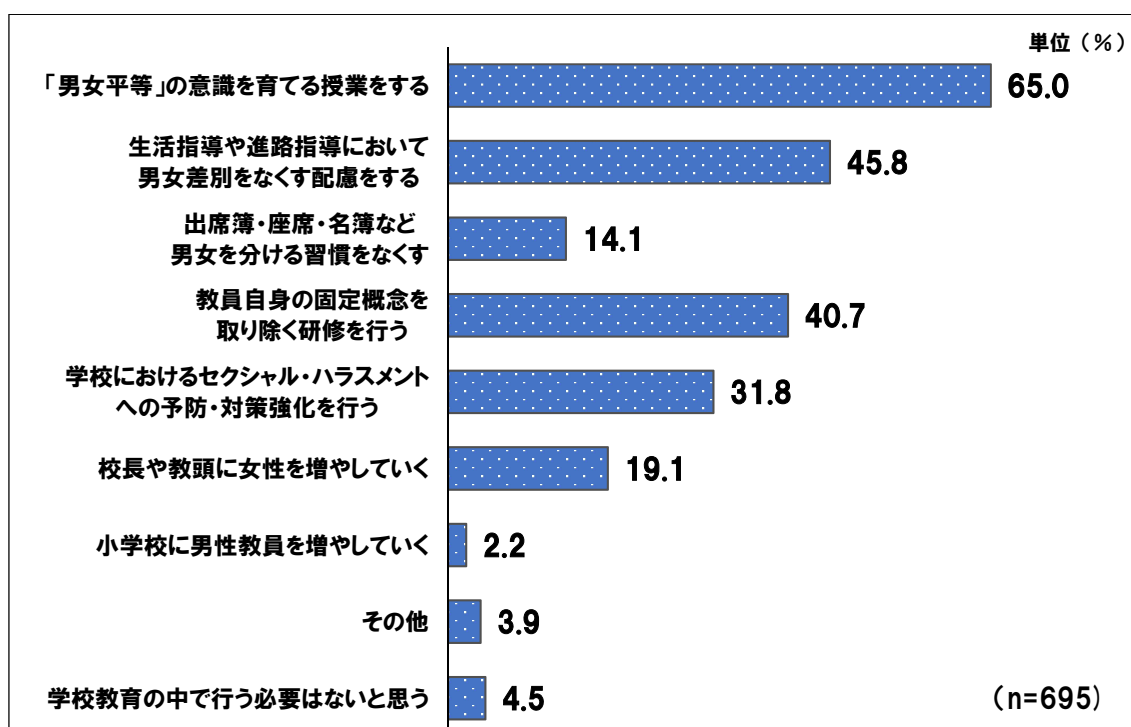
市民意識調査によると、学校教育の場での男女の平等感について、「平等」と回答した割合が 52.1%を占め、他の分野と比べると平等感が高くなっています。

学校で「男女平等教育」を推進するために特に力を入れるべきこととして、「男女平等の意識を育てる授業をする」や「生活指導や進路指導において男女差別をなくす配慮をする」と回答した割合が高くなっています。

【図3 学校教育の場での男女平等意識】



【図4 「男女平等教育」を推進するために特に力を入れるべきこと】



第3章 施策の内容

学校で過ごす時間は、家庭と同様に子どもの意識形成に大きな影響力があることから、ジェンダー平等の視点による配慮が必要です。

学校においては、児童・生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じ、人権尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導の充実を図るとともに、だれもが主体的に多様な選択を行うことができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばしていく教育の推進が必要です。

施策の方向 と事業内容

人権を尊重した男女平等の教育を推進します。学校教育では、男女平等意識の形成や性別にとらわれない自立性を育成するための取り組みを推進します。

(1) 性別にとらわれない教育の推進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
性別にとらわれない教育の推進	7	○ 小・中学校における男女平等の視点に配慮した教育の推進	事業実績	教育総務課
キャリア教育の充実	8	○ 小・中学校における勤労観・職業観を育てる体験型教育の推進	事業実績	教育総務課
家庭科教育の充実	9	○ 協力して家庭を形成するための意識醸成を図る家庭科教育の充実	事業実績	教育総務課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
③	職業に触れる学習の実施	—	全小・中学校で実施	教育総務課
④	「学校教育の場では」の「平等」と感じる人の割合*	52.1%	増加	市民生活課

*市民意識調査（令和4年11月実施）における項目

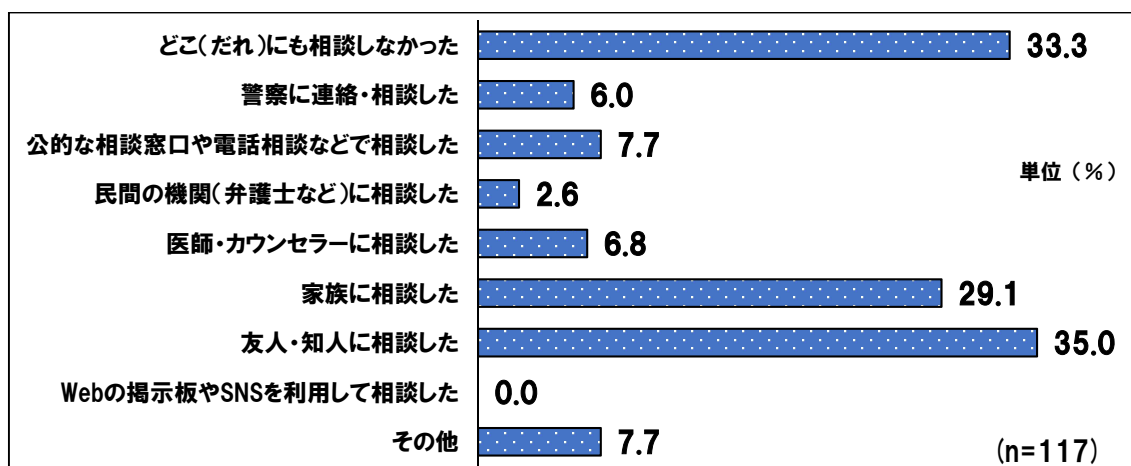
主要課題3

人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

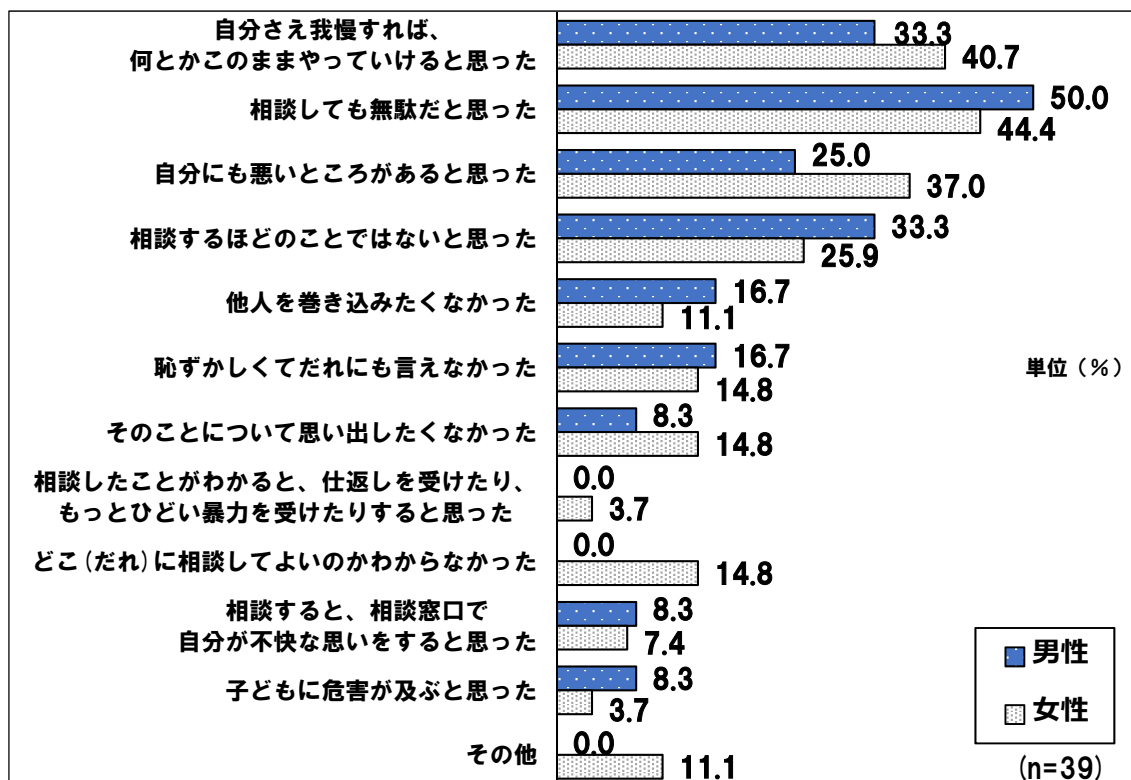
現状と課題

市民意識調査によると、DV被害の相談について、「友人・知人に相談した」が35.0%と最も高くなりましたが、次いで「どこ（だれ）にも相談しなかった」が33.3%となりました。その理由として、男女ともに「相談しても無駄だと思った」と回答した割合が高くなっています。

【図5 DV被害の相談について】



【図6 相談をしなかった理由について】



第3章 施策の内容

全ての暴力は人権の侵害にあたり、決して許されるものではなく、根絶に向けた取り組みが必要です。特に、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われた場合には同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、暴力や差別、偏見、いじめ、ハラスメントのない社会を築いていく必要があります。



コラム

身近で起こるDV

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦や恋人同士など、パートナーからふるわれる暴力のことです。DVは、「なぐる・ける」など身体的暴力に限らず、精神的に追い詰められ、心に大きなキズをのこすこともあります。また、交際中のカップル間のDVは『デートDV』と呼ばれます。

夫婦（恋人）喧嘩とは何が違うのでしょうか。DVの本質はパートナー間での力の不均等を背景に、より力のある側が暴力という不当な形を使用して、相手をコントロールしようとする点にあります。つまり、強者が弱者を押さえつけ、コントロールする支配関係にある場合、相手が恐怖を感じている場合は、対等な立場とはいえず、そうした中で起こる暴力はDVとなりえます。

暴力の種類

身体的暴力：なぐる・ける・物を投げつける・刃物で脅す など

精神的暴力：大声で怒鳴る・人前で馬鹿にする・行動を監視する など

経済的暴力：生活費をわたさない・貯金を勝手に使う など

性的暴力：性行為を強要する・避妊に協力しない など



このように、暴力にはさまざまな種類があり、単独で起こることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起きています。このほかに、子どもの前でパートナー間の暴力を見せたり、口論を聞かせるなど、子どもを巻き込んだ暴力もあり、これらは児童虐待にあたります。

暴力を繰り返し受けっていると、精神的に傷つき、恐怖感や無力感、絶望感で逃げる気力がなくなり、経済的問題、子どもの問題などから、逃げること自体が難しい場合があります。

自分が我慢すれば…と思って相談に踏み切れない方も、まずは一人で抱え込まずに、周囲や第三者などへ相談してください。

施策の方向 と事業内容

人権の擁護および暴力の根絶を図るため、さまざまな啓発活動を実施します。必要な人へ、相談や支援を迅速に繋げることができるよう、公的相談窓口の所在などを広く周知し、関係機関と連携した支援体制を推進します。

(1) 人権の尊重

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
人権擁護委員と連携した人権擁護の推進	10	○ 人権尊重に関する広報・啓発	事業実績	市民生活課
	11	○ 人権相談の実施 ○ 人権教室の開催	① 相談実施回数 ② 教室開催回数	市民生活課
メディア・リテラシー※4を高める教育の実施	12	○ 児童・生徒に対するメディア・リテラシーの育成	事業実績	教育総務課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑤	人権教室の実施	19校	全小・中学校で実施	市民生活課

(2) DVおよび児童虐待防止のための取り組み

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
DVおよびデートDVの防止についての啓発	13	○ さまざまな機会および各種情報ツールによる啓発	啓発回数	市民生活課 子育て支援課
	14	○ 女性に対する暴力をなくす運動の広報・啓発		
児童虐待防止対策の推進	15	○ 広報紙・ホームページ等による啓発	啓発回数	子育て支援課
早期発見への取り組み	16	○ 乳幼児健診未受診者への調査や家庭訪問指導によるDVおよび児童虐待の早期発見	事業実績	健康づくり課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑥	DV防止についての啓発	年3回	年3回以上	市民生活課

※4 メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を構成要素とする、複合的な能力のこと。

第3章 施策の内容

(3) DVおよび児童虐待被害者に対する支援体制の充実

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
DVおよび児童虐待相談窓口の周知	17	○ さまざまな機会および各種情報ツールによる周知	周知回数	市民生活課 子育て支援課
相談職員等の知識習得および対応能力向上	18	○ 相談職員等の研修機会の充実	研修受講回数	市民生活課 子育て支援課
DVおよび児童虐待被害者の支援	19	○ 関係各課と連携した相談の実施 ○ 状況に応じた支援の実施 ○ 関係機関との連携強化	事業実績	市民生活課 子育て支援課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑦	相談窓口研修への職員の参加回数	—	年5回以上	市民生活課 子育て支援課
⑧	DVの被害経験者の「相談しなかった」割合*	33.3%	減少	市民生活課
⑨	DV等対策連絡会議の実施	年3回	年3回	市民生活課

*市民意識調査（令和4年11月実施）における項目

(4) 高齢者・障がいのある人への虐待防止に向けた取り組みの推進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
高齢者虐待防止対策の推進	20	○ 関係機関との連携による支援体制の強化	虐待連絡会の開催回数	高齢者福祉課
緊急保護施設と連携した高齢者の安全確保	21	○ 関係施設との連携による緊急保護施設の確保	対応施設数	高齢者福祉課
障害者虐待防止支援体制の強化	22	○ 障害福祉施設等との連携強化 ○ 緊急保護が必要な障がいのある人への適切な支援の実施	事業実績	社会福祉課

(5) ハラスメントの防止に向けた対策の推進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
児童・生徒のための相談の実施	23	○ 各校での「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の設置 およびアンケートによる相談の実施	実施校数	教育総務課
ハラスメント防止対策の推進	24	○ 千葉労働局等との協力によるハラスメント防止の啓発	事業実績	商工観光課
	25	○ ハラスメント相談窓口の周知	事業実績	市民生活課
市職員のためのハラスメント防止	26	○ 所属ごとに定めた相談員による相談の実施 ○ ハラスメント対策研修の開催	研修開催 (年1回以上)	総務課



コラム

さまざまな場でのハラスメント

ハラスメントとは、「嫌がらせ、いじめ」を意味し、近年は職場や家庭などの身近な場面で相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。

たとえば、職場において、同僚の前で人格を否定する言葉を大声で浴びせられたり、肩や髪をむやみに触られたり、妊娠・出産を理由に解雇される・あるいは育児・介護休業の取得を妨げる発言をされたり…。家庭や友人・知人間において、パートナーの間違いや失敗を知り合いの前で延々と責められる・あるいは笑いの種にされたり、話しかけても無視されたり…。

ハラスメントは組織の生産性や個人のパフォーマンスの低下を招き、時には企業のイメージダウンにもつながりかねません。他者への思いやりを持ち、互いを認め、尊重しあうことで明るい雰囲気職場環境が整備されます。ハラスメントの対策によって、職場が抱える悩みである人間関係についての問題が減り、人材の定着が期待できます。これは、家庭や地域でも同様です。

ハラスメントについて正しく理解し、心豊かに過ごせる地域を目指しましょう。





基本目標Ⅱ だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり

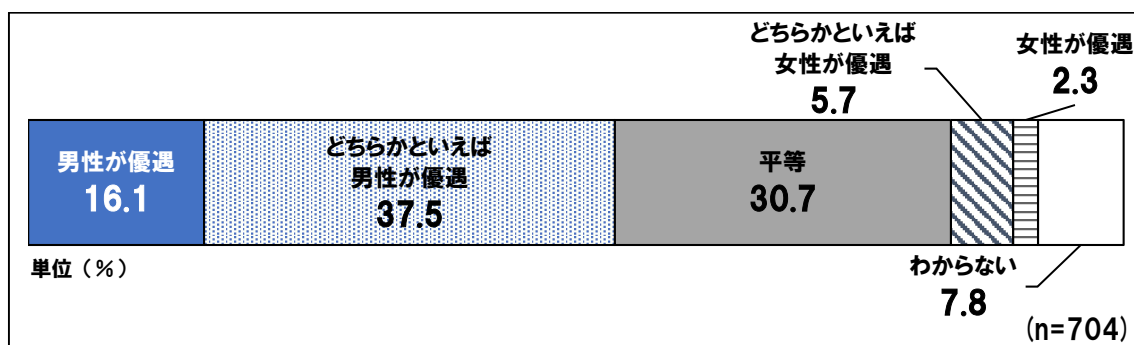
主要課題4 労働の場における男女共同参画の推進

現状と課題

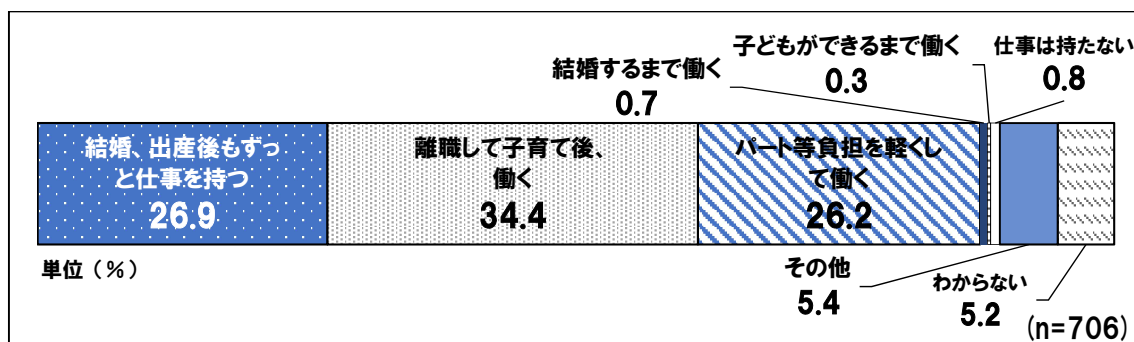
市民意識調査によると、職場における男女の平等感について、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した割合は53.6%である一方、「平等」と回答した割合は30.7%となっています。

また、女性の働き方についてどのように考えるかという質問では、「離職して子育て後、働く」と回答した割合が34.4%で最も高く、次いで「結婚、出産後もずっと仕事を持つ」と回答した割合が26.9%となっています。

【図7 職場での男女平等意識】



【図8 女性の働き方についての考え方】



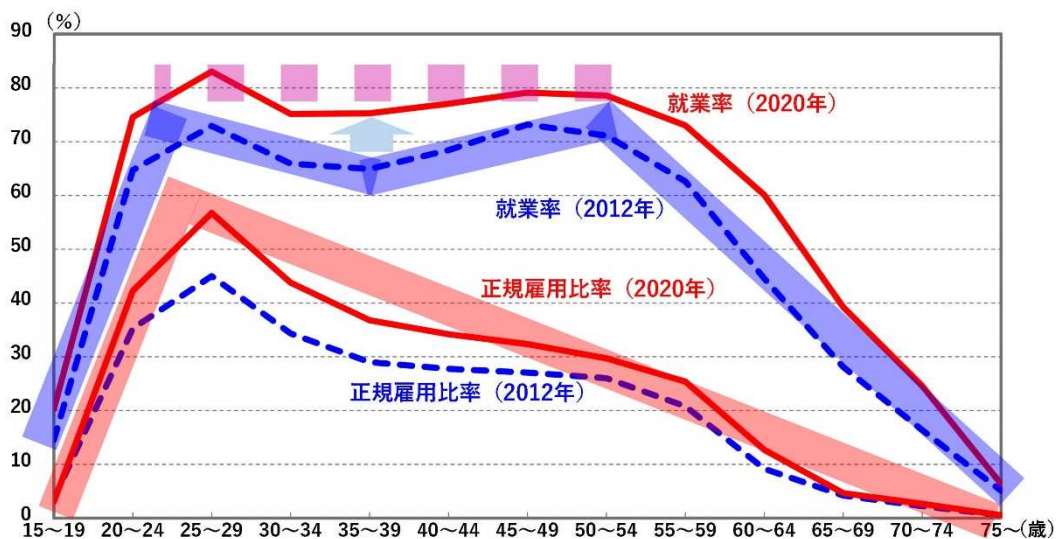
第3章 施策の内容

家族形態の急速な変化、個人の働き方の多様化を踏まえ、働く意欲のある全ての人が、「仕事」と「子育て・介護・社会活動などの生活」との選択を迫られることなく、働き続けることができ、その能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要です。

女性の就業率については、出産・子育て期に離職することにより生じる「M字カーブ」が解消しつつあり、女性活躍推進を背景に改善されてきています。しかしながら、女性の正規雇用率は20代後半がピークで、仕事と家庭の両立の難しさから、中高齢で低くなる「L字カーブ」となっており、残りの受け皿は非正規雇用となっている実態があります。



M字カーブとL字カーブ



出典：内閣府「選択する未来 2.0」(R3)

第3章 施策の内容

施策の方向 と事業内容

今後は、継続して就業を望んでいる女性が子育て・介護などによる中断をしなくてよい環境を目指すとともに、一旦離職した女性に対しても、意欲と能力を生かす再就職や起業の実現など魅力ある再チャレンジの道を開く必要があります。

企業や事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発に努め、だれもが働きやすい環境を推進していきます。

また、農業や水産業の振興において、女性が担い手として重要な役割を果たしていることから、女性の経営への参画を促し、働きやすい環境を整備していくことも重要です。

(1) 雇用の分野における男女共同参画の促進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
男女雇用機会均等法等の普及促進	27	○ 雇用分野の法律や制度の周知 ○ 一般事業主行動計画 ^{※5} の周知	事業実績	商工観光課
地域職業相談室等との連携	28	○ 就労に関する情報提供等の実施	事業実績	商工観光課
事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発	29	○ 関係機関との連携による事業所等への啓発	事業実績	商工観光課
育児・介護休業制度等の周知	30	○ 関係機関との連携による事業所等への各種休業制度の周知	事業実績	商工観光課
市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の啓発	31	○ 市職員に対する積極的な働きかけや情報提供	事業実績	総務課
市男性職員における育児参加の推進	32	○ 市男性職員に対する働きかけ	事業実績	総務課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑩	「職場では」の「平等」と感じる人の割合*	30.7%	増加	市民生活課
⑪	育児休業取得率（市職員）	女性100% 男性30.8%	女性100% 男性85%	総務課

*市民意識調査（令和4年11月実施）における項目

^{※5}ここでは女性活躍推進法に基づくものを指す。雇用主としての民間企業など（一般事業主）は、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する状況の把握、分析を行い、数値目標や取り組み内容などを盛り込んだ一般事業主行動計画を策定するものとされ、常時雇用する従業員が101人以上の一般事業主は、行動計画の策定・届出および、公表・周知が義務付けられている。

(2) 農業・水産業における男女共同参画の促進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
家族経営協定※6の締結の支援	33	○ 家族経営協定の締結の促進	締結数	農水産課
女性の経営への参画の促進	34	○ 女性を含む認定農業者の確保	認定農業者数	農水産課
農業委員・農地利用最適化推進委員への女性登用の推進	35	○ 農業委員・農地利用最適化推進委員への女性登用についての働きかけ	女性委員数	農業委員会事務局

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑫	家族経営協定の締結数	229経営体	増加	農水産課

(3) 多様な働き方に対する支援の充実

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
女性の就業支援	36	○ 市や県ジョブサポートセンター等で開催する講座等の周知 ○ 就労支援情報の提供	事業実績	商工観光課
	37	○ 県男女共同参画センター等が開催する講座の周知	事業実績	市民生活課
	38	○ 再就職・起業に関する情報の提供	事業実績	商工観光課
企業と就職希望者とのマッチング	39	○ 旭市雇用対策協議会会員企業による会社説明会や合同就職面接の開催	事業実績	商工観光課
多様な働き方の提供	40	○ 多世代交流施設（おひさまテラス）の利用促進	情報発信回数 (月1回以上)	企画政策課

※6 農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力ある経営を目指して、経営方針や役割分担、報酬・休日等の就業条件などについて話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶもの。

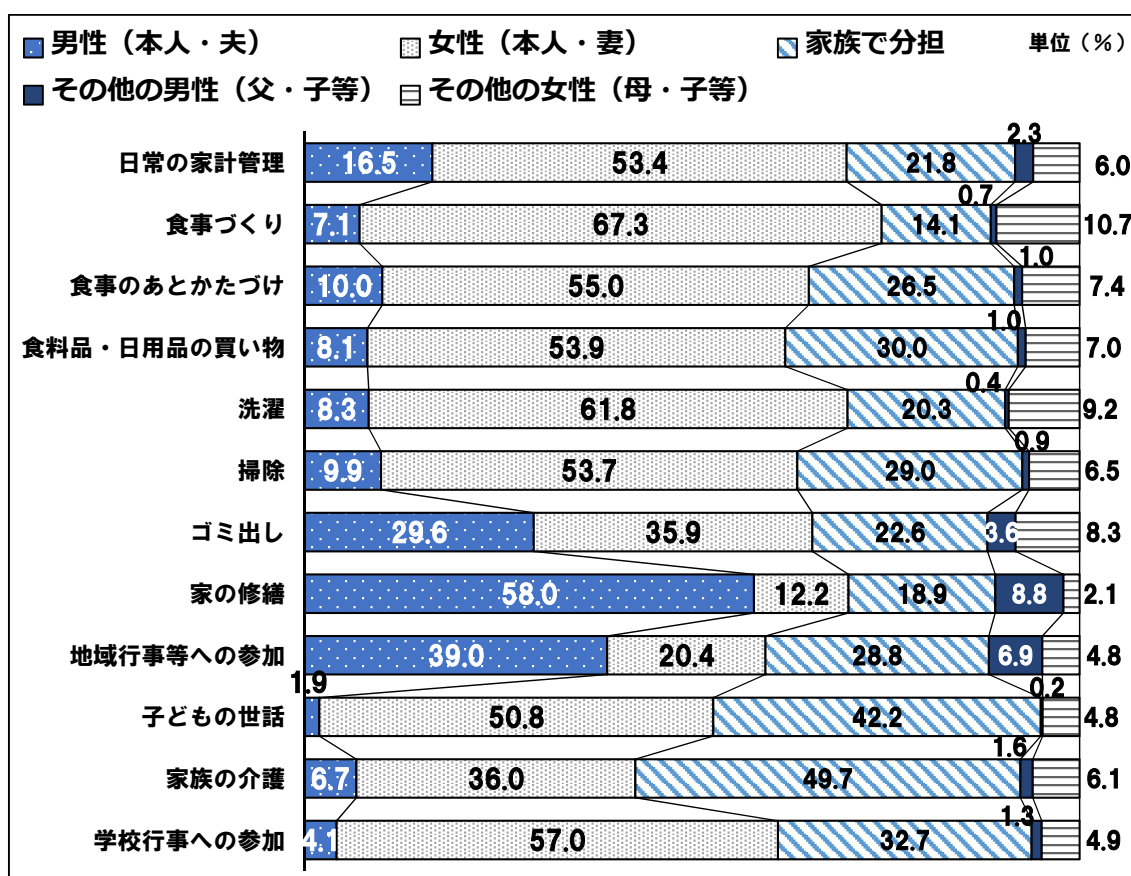
主要課題5 家庭における男女共同参画の推進

現状と課題

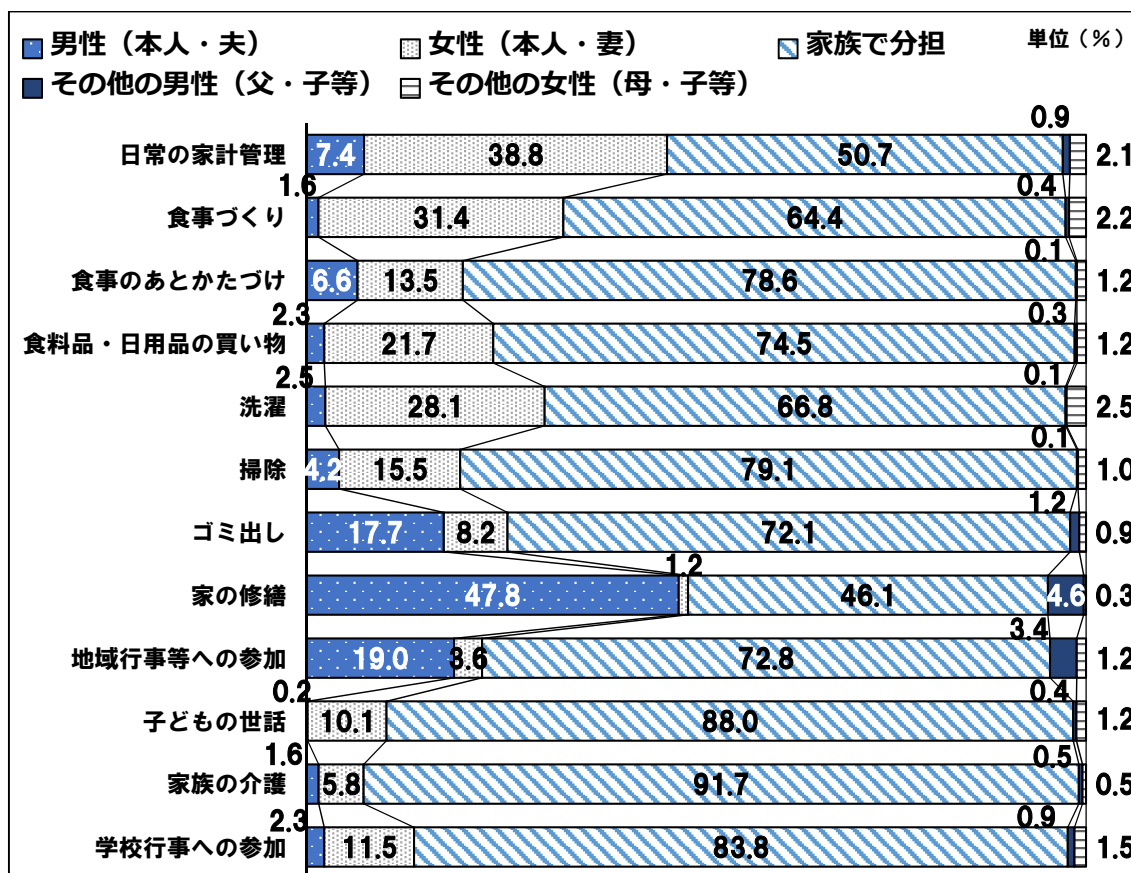
市民意識調査によると、家事などの日常的な仕事は、ほとんどの項目で女性の役割という結果となっています。女性より男性の割合が高い項目は「家の修繕」で、次いで「地域行事等への参加」となっています。また、「家の修繕」を除く全ての項目で、「理想」は「家族で分担」の回答の割合が高くなっています。

男性の参加を促進するためには、「企業など職場における理解を得やすい環境づくりを推進する」「仕事と子育ての両立を支援する体制を整備する」「男性が家事・育児・介護などの仕方を身に付ける」の順で回答の割合が高くなっています。

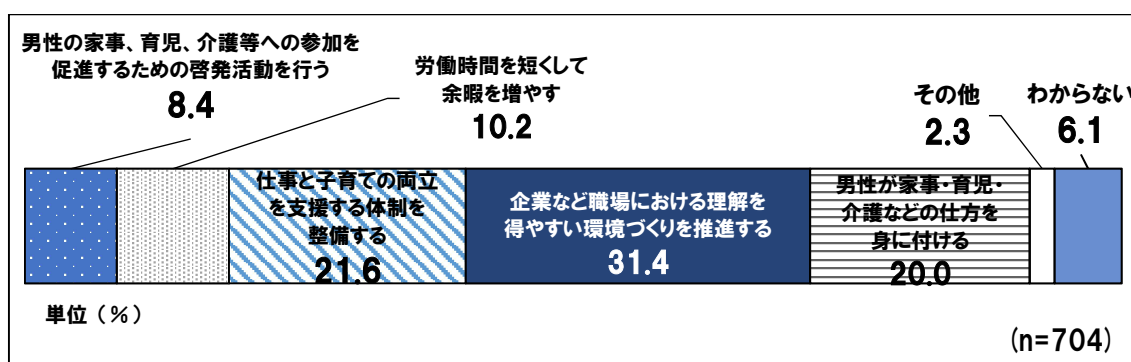
【図9 現在の家庭での家事等の日常的な仕事の役割分担】



【図10 理想の家庭での家事等の日常的な仕事の役割分担】



【図11 男性の家事、育児、介護等への参加を促進するために必要なこと】



近年、家族内で家事・育児・介護などを協力し合っている家庭も見られますが、依然として男性が仕事中心、女性が家事・育児などの大半を担っている状況です。

理想とする家事などの分担を進めていくには、男性が家事・育児・介護などに携われるよう、長時間労働慣行の是正や育児・介護休業（休暇）の取得が促進されるなど職場の理解が進み、男性自身も家事などの仕方を身に付けていく必要があります。

第3章 施策の内容

施策の方向 と事業内容

男女がともに家事・育児・介護などを分担していくため、意識改革に向けた啓発を推進します。

性別にかかわらず全ての人が、希望する職業と家庭生活が両立できるようニーズに応じた子育て世帯・介護者への社会的支援の充実を図ります。

(1) 家庭における男女共同参画意識の浸透

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
男女の意識形成	再掲3	○ 固定的な性別役割分担意識の改善に向けた啓発の推進	事業実績	市民生活課
家庭科教育の充実	再掲9	○ 協力して家庭を形成するための意識醸成を図る家庭科教育の充実	事業実績	教育総務課
男性の育児参画の促進	41	○ 両親学級および子育て学級の開催による意識啓発	男性の参加率	健康づくり課
男性の家庭でのスキル習得・向上	42	○ 男性の家事・育児・介護への知識・技術の習得を目指した講座の開催	男性の参加者数	生涯学習課
	43	○ 地域子育て支援センター(ハニカム)での父親の子育てを応援するイベントの開催	父親の参加者数	子育て支援課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑬	両親学級および子育て学級への男性の参加率	47.6%	増加	健康づくり課
⑭	家庭での役割分担において「家族で分担」の割合(各項目)* 【日常の家計管理】 【食事づくり】 【食事のあとかたづけ】 【食料品・日用品の買い物】 【洗濯】 【掃除】 【ゴミ出し】 【家の修繕】 【地域行事等への参加】 【子どもの世話】 【家族の介護】 【学校行事への参加】	21.8% 14.1% 26.5% 30.0% 20.3% 29.0% 22.6% 18.9% 28.8% 42.2% 49.7% 32.7%	増加	市民生活課

*市民意識調査(令和4年11月実施)における項目

(2) 子育て世帯・介護者への社会的支援

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
保育サービスの充実	44	○ 一時預かり、時間外保育、病後児保育など多様な保育制度の充実	事業実績	子育て支援課
子育て支援センターの充実 (ハニカム広場の運営)	45	○ 子育てに関する相談・情報の提供 ○ 地域の親子の交流づくり ○ 就学前の教育・保育施設への入園相談	事業実績	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の実施	46	○ 小学生の健全な育成を支援する放課後児童クラブの運営	事業実績	教育総務課
小学生の放課後の居場所づくり	47	○ 豊かな人間性や社会性を育むために、放課後の時間を活用して子ども工作教室を実施	事業実績	生涯学習課
妊娠・出産期等における支援	48	○ 妊婦健康診査の助成 ○ 乳幼児健康診査をはじめとした健康支援 ○ 子育て世代包括支援センター（ぽけっと）と連携した相談事業の充実	①乳幼児健診受診率 ②相談件数	健康づくり課
	49	○ 乳児家庭への訪問	全件訪問	健康づくり課
介護者支援の充実	50	○ 介護者のライフスタイルに応じた介護サービス情報の提供	事業実績	高齢者福祉課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑮	乳児家庭への訪問	97.0%	全件訪問	健康づくり課

第3章 施策の内容

主要課題6 地域社会における男女共同参画の推進

現状と課題

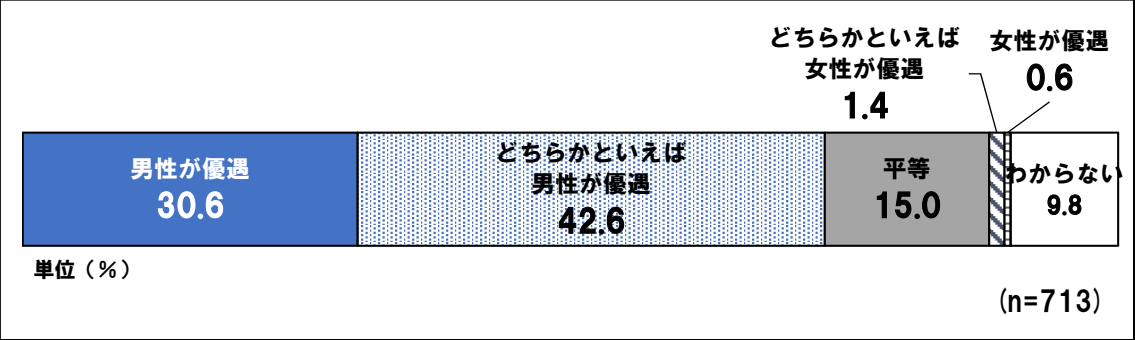
本市の女性参画の状況として、審議会等における女性委員の割合は、24.5%（平成31年度）から27.6%（令和5年度）へ増加しています。また、市職員の管理職に占める女性の割合は24.2%（令和4年度）から24.8%（令和5年度）となり、前年度を上回っています。

市民意識調査によると、政治や行政における男女の平等感について、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した割合は73.2%で、男女の平等感の項目のうち、最も割合が高くなっています。

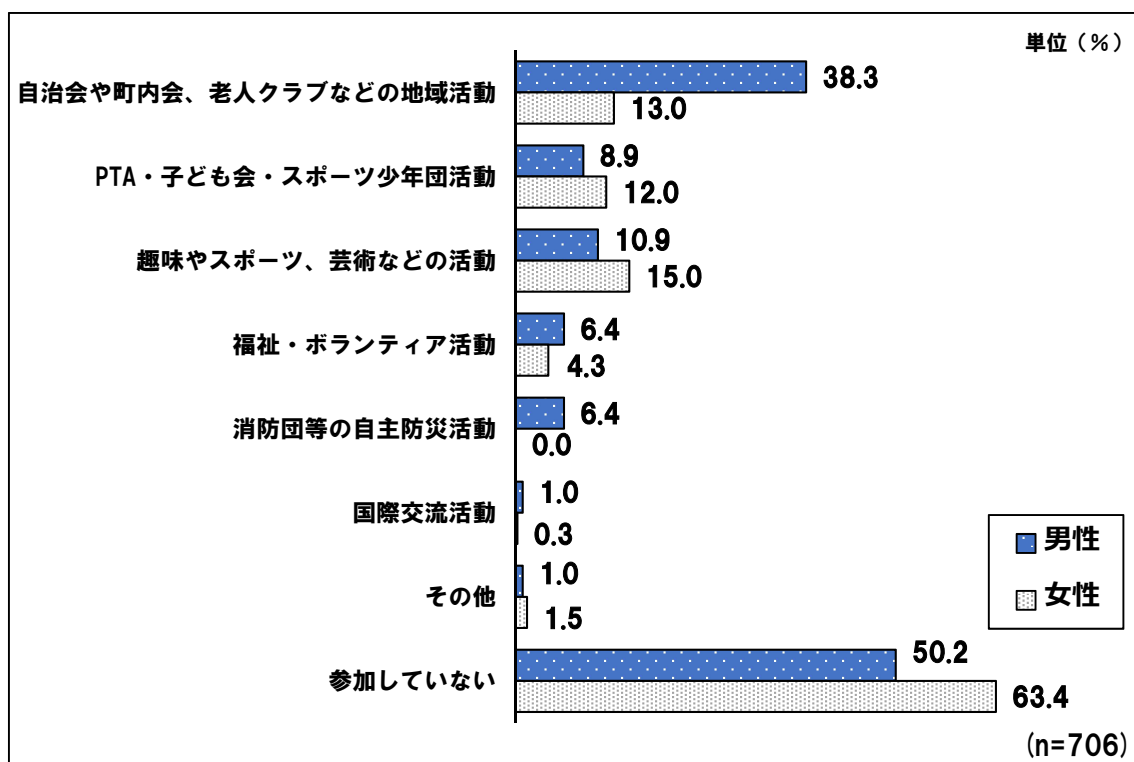
地域活動の参加状況については、半数以上が「参加していない」状況ですが、将来参加したい項目では「趣味やスポーツ、芸術などの活動」の回答が多くなっています。

自治会などの活動で女性リーダーが少ない理由として、「就労・家事・育児などに忙しく、地域活動に専念できないから」「男性がリーダーとなるのが社会慣行だから」の順で割合が高くなっています。

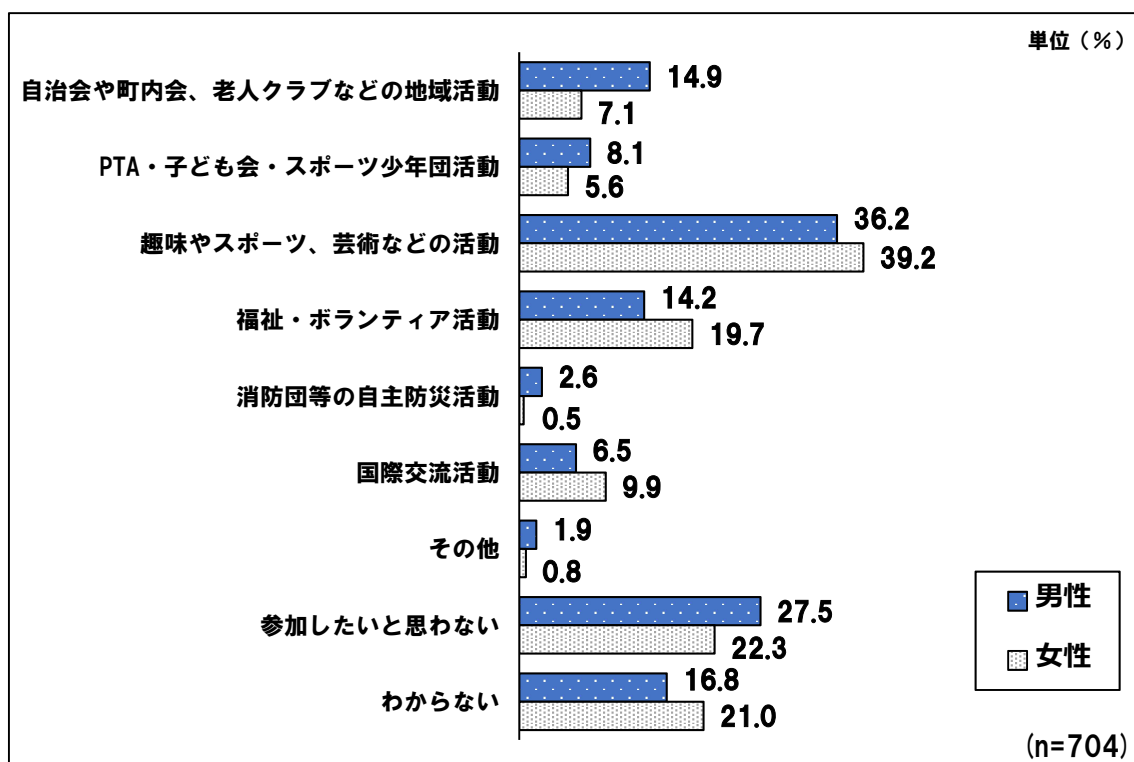
【図12 政治や行政の場での男女平等意識】



【図13 現在の地域活動への参加状況】

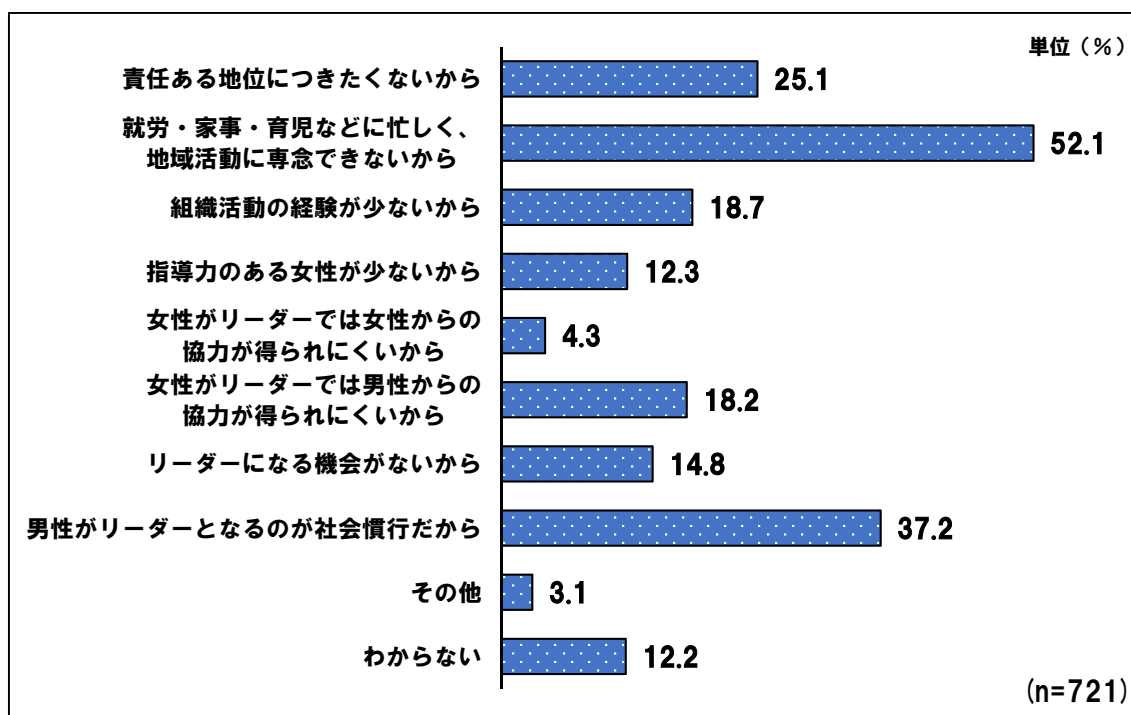


【図14 将来参加したい地域活動】



第3章 施策の内容

【図15 地域活動などのリーダーに女性が少ない理由】



政策・方針決定過程において、性別に左右されることのない自由な参画が進むと、さまざまな視点が偏りなく確保され、男女のどちらか一方に不利に働くような状況も回避でき、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながっていきます。

しかしながら、本市の審議会等における女性委員の割合は、目標としてきた 30%を下回っており、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえないのが現状です。地域活動においては、担い手の確保や高齢化が課題となっています。

第3章 施策の内容

施策の方向 と事業内容

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するには、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)^{※7}を進めていくなど、女性の登用に取り組む必要があります。また、市の女性管理職についても、目標値に達するよう女性の登用を進め、女性活躍を推進していきます。

活力ある地域社会を持続していくためには、性別や年齢などにより役割を固定化せず、女性を含めたさまざまな意見を取り入れ、反映していくことが必要です。

(1) 地域における男女共同参画の促進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
出前講座の開催	51	○ 市民グループ等への男女共同参画に関する出前講座の実施	事業実績	市民生活課
女性消防団員参画の推進	52	○ 女性消防団員の新規参入の促進	事業実績	消防本部
生涯学習活動への支援	53	○ 市民の自主的学習活動やサークル活動の支援	助成・減免団体数	生涯学習課
生きがいづくりの推進	54	○ 老人クラブやシルバー人材センターの活動の支援	事業実績	社会福祉課

(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
審議会等への女性委員登用の推進	55	○ 庁内関係部署への周知 ○ 市民に向けた委員公募の情報提供	審議会等における女性委員の割合	市民生活課 関係各課
市女性職員の登用推進	56	○ 事業主行動計画 ^{※8} に基づく女性登用の推進	女性管理職の割合	総務課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑯	審議会等における女性委員の割合	25.8%	40%	市民生活課 関係各課
⑰	女性管理職の割合(市職員)	24.2%	40%	総務課

※7 社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

※8 ここでは女性活躍推進法に基づくものを指す。女性活躍推進法に基づき、民間事業者および国・地方自治体といった各主体において、職業生活に関する機会の提供と職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の両側面から、積極的かつ主体的に取り組むための行動計画のこと。



基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり

主要課題7 生涯を通じた心身の健康づくり

現状と課題

だれもが生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件となります。それぞれが心身の健康を保持していくため、主体的な健康管理を推進するとともに、健康教育、相談体制を確立する必要があります。

施策の方向と事業内容

市民一人ひとりが健康について、正確な知識・情報を入手し、自主的に健康づくりに取り組めるよう、身体的性差に配慮して、支援していくことが必要です。

生涯を通じて健康的な体づくりを推進するため、老若男女問わずだれにでも気軽なスポーツ参加を促す取り組みをしていきます。

(1) 一人ひとりに応じた健康づくり

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
健康づくりの推進	57	○ 食生活改善事業の開催 ○ 栄養教室・運動教室の開催	教室開催回数	健康づくり課
健(検)診の受診等の促進	58	○ 市民へわかりやすい情報提供の工夫 ○ 受診しやすい体制の整備	がん検診の受診率	健康づくり課
こころの健康についての知識の普及	59	○ ストレス解消等について広報やホームページ等による啓発および情報提供	情報発信回数	健康づくり課
スポーツに親しむ環境の整備	60	○ 心身の健康づくりのための講座の開催	参加者数	生涯学習課
	61	○ 自由参加型スポーツイベントの開催	参加者数	体育振興課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
⑮	がん検診の受診率	16.4%	増加	健康づくり課

主要課題8 だれもが安心して暮らせる環境の整備

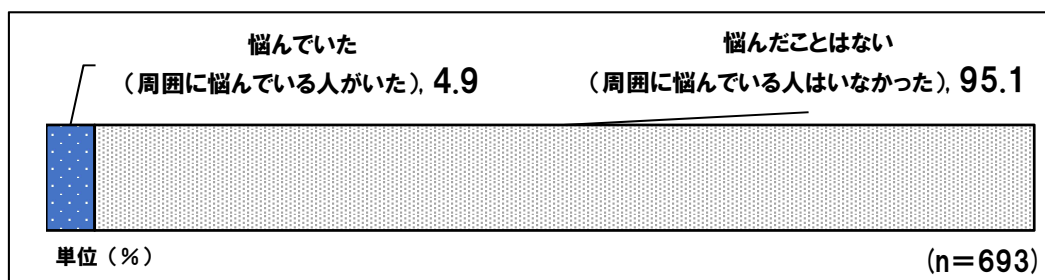
現状と課題

本市でも少子化による人口減や高齢化、外国人人口の増加が進み、さまざまな家族形態が見られます。このような地域社会において、性別や年齢・障がいの有無・経済状況・国籍などの違いに関わらず、多様性が尊重され、災害時においても、だれもが安心して暮らせる環境を整備していくことが求められています。

市民意識調査によると、性的マイノリティについて、「性について悩んでいた（周囲に悩んでいる人がいた）」と回答した割合は 4.9%となっています。性的指向や性自認に悩む方が生活しやすくしていくためには、「正しい理解を深めるための教育」と回答した割合が最も高く、63.7%となっています。

また、安心して避難所生活を送るために必要なことは、「プライバシーを確保するための間仕切り」「安全で行きやすい場所の男女別トイレ」の順で割合が高くなっています。どの項目も必要だと回答した割合がほぼ4割以上となっています。

【図16 性について悩んだことがあるか】



コラム

性の多様性について知る・考える

同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことを性的マイノリティといいます。最近では、以下のアルファベットの頭文字をとって、「LGBTQ」とも呼ばれます。LGBTQ 以外にも多彩なセクシュアリティが存在します。

いまだ根強い偏見と差別が残っており、からだところの性の違いに悩み、苦しんでいる人がいます。まずは、多様な性があることを知り、性のあり方の違いを尊重することが大切です。

性的指向

「Lesbian」：女性として女性を好きな人

「Gay」：男性として男性を好きな人

「Bisexual」：異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人

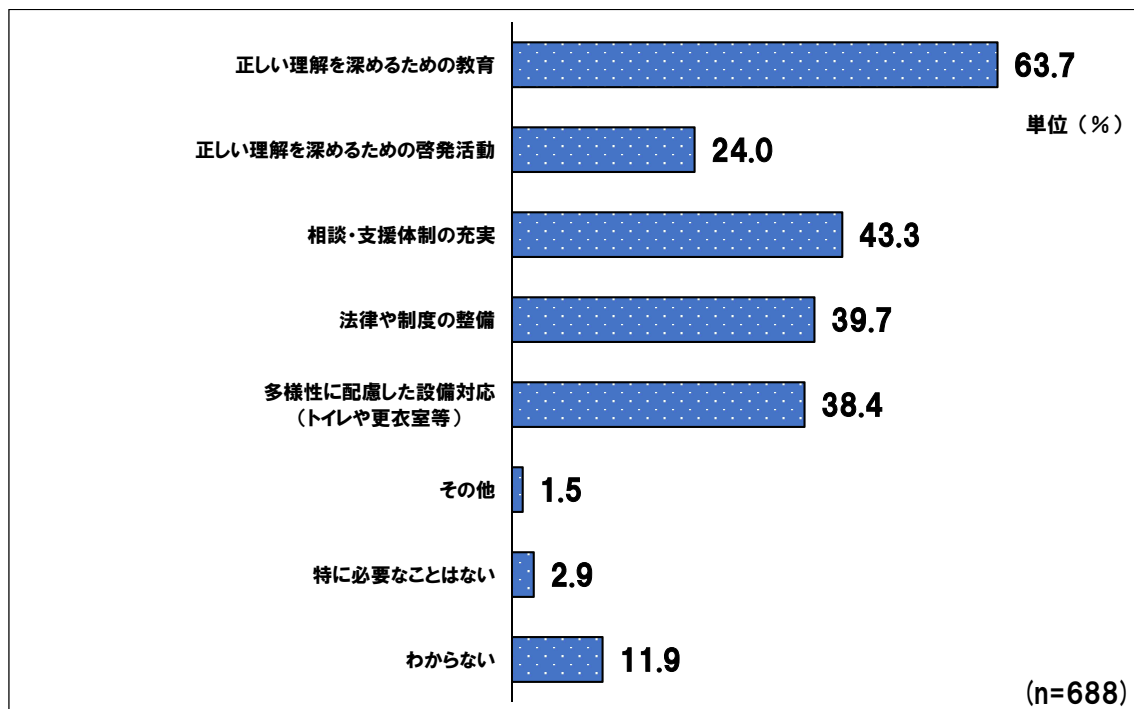
性自認

「Transgender」：生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人

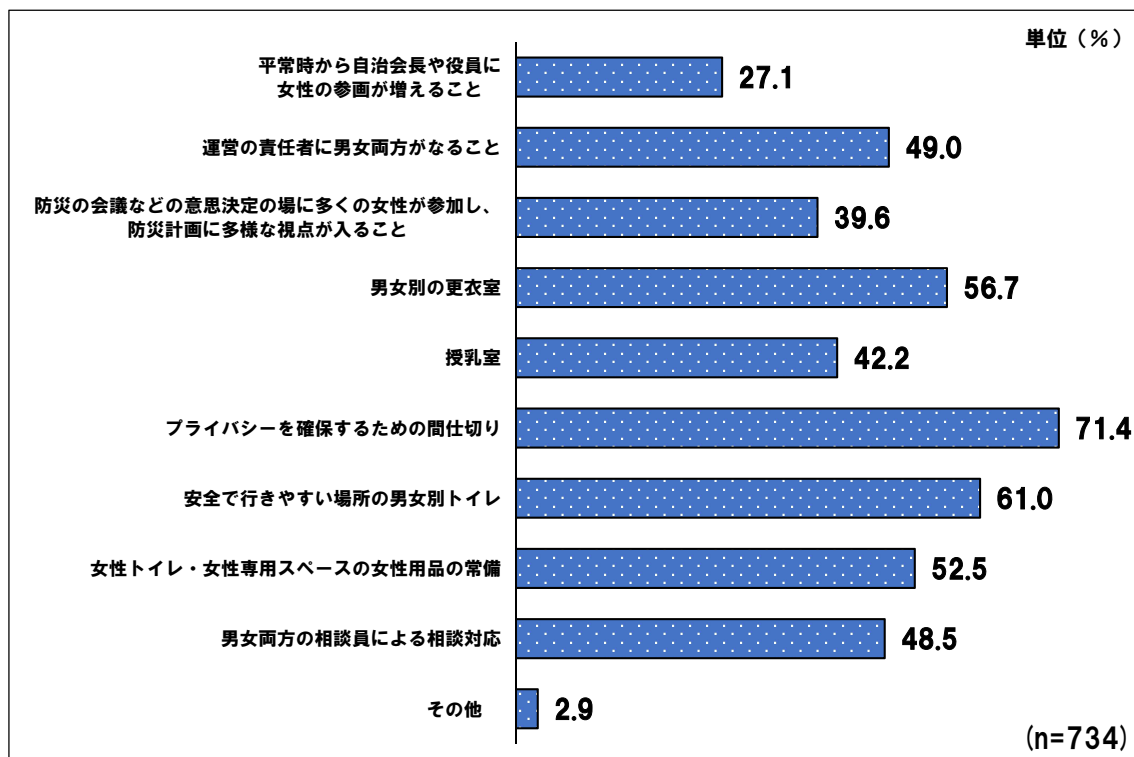
「Questioning」：セクシュアリティを決められない、わからない、決めない人

第3章 施策の内容

【図17 性的指向や性自認に悩む方が生活しやすくしていくために】



【図18 避難所生活に必要なこと】



第3章 施策の内容

施策の方向 と事業内容

地域での生活に困難を抱える人に対して、その不安や問題に寄り添い、個々に応じた支援をしていきます。また、性の多様性に対する市民の理解促進を図ります。

防災対策については、男女共同参画の視点からの配慮による体制整備を推進します。

(1) 日常生活または社会生活に対する支援および体制づくり

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
高齢者の介護予防活動の促進	62	○ 出前講座や講演会等の実施	①実施回数 ②参加人数	高齢者福祉課
	63	○ 高齢者が利用する通いの場の設置を推進	団体数	高齢者福祉課
相談支援体制の充実	64	○ 高齢者・障がいのある人等の相談支援体制の充実	相談件数	高齢者福祉課 社会福祉課
障害福祉サービスの情報提供の充実	65	○ 広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した情報提供	事業実績	社会福祉課
ひとり親家庭への自立支援	66	○ ひとり親家庭に対する情報提供 ○ 母子・父子自立支援員による相談の実施	事業実績	子育て支援課
	67	○ 各種手当の支給および医療費の助成 ○ 自立に必要な各種制度の情報提供	事業実績	子育て支援課
低所得世帯に対する就労支援	68	○ 生活困窮者に対する情報提供	事業実績	社会福祉課
外国人への支援	69	○ 外国人への多言語による情報提供体制の整備	事業実績	全庁
	70	○ 本市在住外国人への日本語教室の開催を検討または実施	事業実績	企画政策課 関係各課
性の多様性への理解促進	71	○ 性の多様性に関する情報提供	事業実績	市民生活課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
①9	高齢者の健康づくり等に関する講座・講演会の開催	—	年30回以上	高齢者福祉課

第3章 施策の内容

(2) 防災における男女共同参画の推進

事業名	No.	事業内容	活動指標	担当課
男女共同参画の 視点からの防災	72	○ 防災計画および災害マニュアルの見直しの推進	事業実績	総務課 市民生活課
	73	○ 女性の視点からの生活用品の 備蓄および避難所の運営	事業実績	総務課
	74	○ 男女共同参画の視点を踏まえ た職員防災研修の実施	事業実績 (隔年開催)	総務課

【施策の目標】

No.	指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	担当課
②⑩	防災会議における女性委員の割合	11.1%	増加	総務課

第4章

計画の推進

I

計画の推進体制

男女共同参画社会は生活のあらゆる分野にわたることから、総合的かつ計画的に施策を進めるため、行政から意識を変え、あらゆる施策に対して関係機関と連携しながら、それぞれの立場で主体的に取り組んでいくことが重要です。

(1) 旭市男女共同参画推進懇話会

団体の代表者、公募市民などがメンバーとなる外部組織の「旭市男女共同参画推進懇話会」において会議を開催し、男女共同参画についての協議を行います。

(2) 関係機関との連携

さまざまな施策において、関係各課と市民、事業所、各団体などが、家庭、職場、地域などでそれぞれの立場により、男女共同参画に対する理解を深め、連携を図ります。

(3) 国・県・他市町村との連携

国・県・他市町村との連携および千葉県男女共同参画地域推進員^{※9}制度を活用し、相互協力して効果的な施策の展開を目指します。

(4) 進行管理

毎年度の事業の進捗状況について、担当課が自己評価を行ったうえで、旭市男女共同参画推進懇話会から意見を聴取し、男女共同参画社会の形成に関する施策の企画および推進へ反映させていきます。

^{※9} 地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する市民を市が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた地域推進員が、地域において県や市とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動を行っている。

2 指標一覧

基本目標	No.	指標名	目標値	担当課
目標Ⅰ だれもが互いを尊重する社会づくり	①	男女共同参画の啓発	年4回以上	市民生活課
	②	「社会全体では（総合的に）」の「平等」と感じる人の割合	増加	市民生活課
	③	職業に触れる学習の実施	全小・中学校で実施	教育総務課
	④	「学校教育の場では」の「平等」と感じる人の割合	増加	市民生活課
	⑤	人権教室の実施	全小・中学校で実施	市民生活課
	⑥	DV防止についての啓発	年3回以上	市民生活課
	⑦	相談窓口研修への職員の参加回数	年5回以上	市民生活課 子育て支援課
	⑧	DVの被害経験者の「相談しなかった」割合	減少	市民生活課
	⑨	DV等対策連絡会議の実施	年3回	市民生活課
目標Ⅱ だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり	⑩	「職場では」の「平等」と感じる人の割合	増加	市民生活課
	⑪	育児休業取得率（市職員）	女性100% 男性85%	総務課
	⑫	家族経営協定の締結数	増加	農水産課
	⑬	両親学級および子育て学級への男性の参加率	増加	健康づくり課
	⑭	家庭での役割分担において「家族で分担」の割合（各項目）	増加	市民生活課
	⑮	乳児家庭への訪問	全件訪問	健康づくり課
	⑯	審議会等における女性委員の割合	40%	市民生活課 関係各課
	⑰	女性管理職の割合（市職員）	40%	総務課
目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり	⑱	がん検診の受診率	増加	健康づくり課
	⑲	高齢者の健康づくり等に関する講演会・講座の開催	年30回以上	高齢者福祉課
	⑳	防災会議における女性委員の割合	増加	総務課

参 考 資 料

- 第3次旭市男女共同参画計画策定経過
- 旭市男女共同参画推進懇話会委員名簿
- 各種法令、要綱等

第3次旭市男女共同参画計画策定経過

年 月 日		内 容
令和4 (2022)年	7月14日(木)	第1回旭市男女共同参画推進懇話会 (1) 旭市男女共同参画計画の進捗状況について (2) DV相談等の状況について (3) 市民意識調査の概要について
	9月	第2回旭市男女共同参画推進懇話会(書面開催) (1) 旭市男女共同参画に関する意識調査(案)のご意見について
	11月1日(火) ～11月15日(火)	旭市男女共同参画に関する市民意識調査
	3月16日(木)	第3回旭市男女共同参画推進懇話会 (1) 市民意識調査結果報告書について
令和5 (2023)年	7月19日(水)	第1回旭市男女共同参画計画策定委員会 (専門部会合同会議) (1) 計画策定の趣旨について (2) 計画策定委員会、専門部会について (3) 旭市男女共同参画計画策定スケジュールについて <u>旭市男女共同参画推進懇話会委嘱書交付式</u> 委嘱書交付式 第1回旭市男女共同参画推進懇話会 (1) 会長の互選(役員の選出について) (2) 旭市男女共同参画計画の進捗状況について (3) DV相談等の状況について (4) 第3次男女共同参画計画策定スケジュールについて <u>男女共同参画研修会</u> 講演 「男女共同参画の基本的な知識と最近の動向 ー第3次男女共同参画基本計画策定に向けてー」 講師 国立女性教育会館 研究国際室長 渡辺美穂氏
	11月	第2回旭市男女共同参画計画策定委員会(書面)
	11月20日(月)	第2回旭市男女共同参画推進懇話会 (1) 第3次旭市男女共同参画計画(素案)について
	12月20日(水) ～1月10日(水)	計画(素案)の策定・公表 パブリックコメント実施
令和6 (2024)年	1月23日(火)	第3回旭市男女共同参画計画策定委員会
	1月29日(月)	第3回旭市男女共同参画推進懇話会 (1) 第3次旭市男女共同参画計画(案)について
	3月	第3次旭市男女共同参画計画策定

旭市男女共同参画推進懇話会委員名簿

◎会長、○副会長

No.	氏 名	性別	区 分	備 考
1	◎ 鈴木 志 敏	男	第1号委員	前公立中校長
2	菅 谷 淑 子	女	第2号委員	社会教育委員会議
3	○ 柳 明 美	女	//	保健推進員協議会
4	加 瀬 享 生	男	//	民生委員児童委員連絡協議会
5	向 後 美左代	女	//	旭市商工会
6	島 田 春 子	女	//	J A ちばみどり
7	向 後 久 雄	男	//	雇用対策協議会
8	山 口 訓 子	女	//	地域住民を代表する者
9	伊 藤 浩 子	女	第3号委員	千葉県男女共同参画地域推進員
10	小 橋 静 枝	女	//	//
11	林 千 夏	女	第4号委員	公募

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

各種法令、要綱等

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正:平成 11 年 12 月 22 日

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権

が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

参考資料

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に

関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政

参考資料

機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第3章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

参考資料

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下

この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報す

ることを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の

参考資料

教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者

からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ

- り、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満

参考資料

の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止する

ため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるもの

とする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなけ

参考資料

ればならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲

げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係に

参考資料

ある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 （省略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画等(第8条—第18条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第19条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条—第29条)
- 第5章 雑則(第30条—第33条)
- 第6章 罰則(第34条—第39条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化

に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、

参考資料

女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に

関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者

の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

参考資料

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を

達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、

募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

参考資料

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に

占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

参考資料

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項

に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 （省略）

参考資料

旭市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を推進するにあたり、広く市民の意見を聴くため、旭市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について協議し、意見等を市長に提言する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進
- (2) 男女共同参画計画の策定及び推進
- (3) その他男女共同参画社会の形成に必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第51号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

第3次旭市男女共同参画計画 令和6年3月

〈発行〉

旭市市民生活課市民生活支援班 〒289-2595 旭市ニの2132番地

TEL 0479-62-5396 HP <https://www.city.asahi.lg.jp>



第3次

旭市男女共同参画計画

